

とうのしょうまち 農業委員会だより



令和6年3月 第12号

編集・発行 / 東庄町農業委員会 ☎86-6079



IDA 一般社団法人 国際ドローン協会

東庄町ドローンパーク

IDA無人航空機教習所
一等及び二等無人航空機操縦士 教習機関 国家資格教習所

- IDAドローンスクール 民間資格スクール
- IDAドローン修理技術センター
- IDAドローン薬剤散布事業部
- IDAスマート農業推進事業部

お問い合わせ先 TEL050-3561-0955



東庄町植物防疫協会は令和5年7月20日21日22日の3日間に、町内の水田351haにおいて、ドローンによる水稲病害虫一斉防除（農薬空中散布）を実施しました。町内では、営農組合等によるドローン農薬散布も、約200haが実施されています。

一般社団法人国際ドローン協会によりますと、「東庄町の散布面積は群を抜く日本一であり、国が東庄町の取組みに大いに注目している。」とのこと。

令和6年度の散布に向けて、一般社団法人国際ドローン協会は、1月15日に町内の水田において実証実験を公開し、東庄町長、町農委会長他が見守る中で、最新鋭のドローンによる実演を披露していました。

安全性・効果確実性・コスト面等において「ドローンによる水稲病害虫一斉防除」への期待がより一層、高まっています。

ドローン農薬空中散布面積

東庄町 全国1位



地域計画に想う

会長 岡野 豊

上がり続ける経費、据え置き売値。花業界の構造が出来上がり、同業者から良い話が聞けなくなって二十年以上がたつ。

人農地プラン・地域計画の話をはじめて知った感想は、とうとうここまで来たか、この先農家はいつたいうなるのか。

何とも言えない不安と、少しの期待。小座地区でもアンケートの集計が間もなく終わる。

個々の実情、希望等々を理解し合いながら、地域の将来をじっくり話し合ってみたい。



研修会に参加して

農地利用最適化推進委員 鈴木 節子

農地利用最適化推進委員になり、まもなく2年になります。先日、ブロッコリー別合同研修会に参加させて頂き、委員として、果たすべく役割や連携の大切さを実感しました。

まず、農業に従事している農地が自分だけでなく地域の宝であり、続けるためにも遊休農地等の有効活用を目をむけ、身近な話題として話せる環境づくりが良い結果につながると思います。

これからも地域農業の維持・発展のために努力していきたいと思えます。また、皆様のご協力よろしくお願いたします。



耕作放棄地の解消を

農地利用最適化推進委員 宮澤 秀樹

農地利用最適化推進委員になって、早いもので2年が経とうとしていきます。さて、近年、農業を取り巻く環境はとて厳しい状況にあるかと思われま。農業従事者の高齢化・後継者不足・耕作放棄地問題等、色々な事があるかと思えます。まずは、推進委員という立場から、微力ではありますがありますが、農業委員の皆さんと協力し合って、少しでも耕作放棄地を減らせれば良いと考えています。

農業委員会憲章

私たち農業委員会は、農業・農村を守り、その健全な発展に寄与するため、法令遵守と高い倫理観を持ち、農業委員と農地利用最適化推進委員が一体となって、以下の憲章を遵守することを誓います。

- 一、農業委員会は、農業・農村の代表として、食料・農業・農村基本計画の実現に努め、国民の期待と信頼に応えます。
- 一、農業委員会は、食料の自給率と自給力を維持・向上させ、適正な農地行政に努め、優良農地の確保と効率利用を進めます。
- 一、農業委員会は、農地利用の最適化をめざし、担い手への農地利用の集積・集約化・遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進に努めます。
- 一、農業委員会は、認定農業者や新規参入者等の意欲ある担い手の育成・確保の経営的支援を強化し、農業・農村の発展に努めます。
- 一、農業委員会は、農家に役立つ情報の収集・提供に努め、活力ある農村社会をめざします。

第24期

任期 R4.4.1 ~ R7.3.31

東庄町農業委員会委員

	氏名	担当地区	役職
農 業 委 員	向後 友秋	大久保・舟戸・稲里ファーム	農地部長
	菅谷 耕一	小貝野・平山・本郷	
	向後みどり	大木戸 (JR南側)	広報部長
	根本美津江	宿浜	研修部長
	保立 守	石出・東今泉	農政部長
	江波戸敏雄	宮本・東今泉	
	多田 澄江	今郡・羽計	
	岡野 均	仲宿・下宿・東開	副会長
	岡野 豊	小座	会長
	押山 長司	八幡・浜宿・西・八重穂	
農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員	岡田 勝巳	神田・稲荷入・東和田	
	飯田 昇	平台・大友・高部・八木山	
	常世田元雄	根方・仲内	
	保科 耕一	菰敷・新田・鹿野戸	
	林 美佐子	大木戸 (JR北側)	
	常世田 寛	新宿・石ファーム	
	小林 光雄	青馬・谷津	
	鈴木 節子	御園・上宿・北宿	
	鈴木 孝一	粟野	
	宮澤 秀樹	船場・西替地・東替地	



この調査結果に基づき、地権者へ「利用意向調査」を行い、遊休農地の解消・農地の有効利用等を図ります。

令和5年度は町内全農地2170haを調査した結果、178haの遊休農地を把握しました。

農地パトロールを実施しました



農業委員会では、農地法に基づき、毎年全農地の利用状況調査（農地パトロール）を実施し「遊休農地の実態把握と発生・防止・解消」および「農地の違反転用発生防止対策」に取り組みしています。

遊休農地の有効活用を支援します

遊休農地解消緊急対策事業

このようなお悩みありませんか

農地所有者
自分では管理できない。どうしたら...

耕作者
隣は遊休農地だけど、解消したら借りて耕作したい。

そのお悩み農地バンクが解決をお手伝いします

出し手

農地バンク
借受→解消→転貸

受け手

事業内容

対象農地： 農振農用地域内の農地で簡易な整備で解消可能な**緑判定の1号遊休農地**

要件： ①農地バンクへ使用貸借（賃料0円）で10年以上農地を貸付ける
②事業を実施した年度の翌年度までに受け手が耕作を開始する

作業内容： 草刈り、除草、抜根（新植・改植された樹木を除く）、耕起・整地、
※その他必要と認められるもの（要別途協議）

解消費用： **43,000円/10a**の範囲で農地バンクが解消。（耕作者 等へ委託）
※上記の金額を超過した分は、**市町村等の助成がある場合はその分を除いて所有者又は耕作者の負担となります。**

お問い合わせ先
農地バンク事業窓口（市町村農政担当課）、
農業委員会へご相談ください。

千葉県農地中間管理機構

遊休農地の管理等でお悩みの方は、担当地区の農業委員・農地利用最適化推進委員または、東庄町役場農政課（☎86-16076）へ、ご相談ください。

遊休農地解消緊急対策事業

千葉県農地中間管理機構は、令和5年度から遊休農地緊急対策事業を開始しました。

ご相談ください！

東庄町農地移動適正化 あっせん事業

農地の出し手

- 高齢で農作業ができない。
- 後継者もない。
- 相続した農地を売りたい。

農地の担い手

- 経営規模を拡大したい。
- 新規就農・参入したい。
- 分散した農地をまとめたたい。

あっせん委員
（農業委員・推進委員）
による個別マッチング

東庄町農業委員会（☎86-6079）へ
お気軽にご相談ください。

農地の除草作業を頼みたい方、ご相談ください。
一般社団法人東庄町シルバー人材センター
(膝丈くらいまでの草に限ります)

相続した土地について、「遠くに住んでいて利用する予定がない」、「周りの土地に迷惑がかかるから管理が必要だけど、負担が大きい」といった理由により、土地を手放したいというニーズが高まっています。このような土地が管理できないまま放置されることで、将来、「所有者不明土地」が発生することを予防するため、相続又は遺贈によって土地の所有権を取得した相続人が、一定の要件を満たした場合に、土地を手放して国庫に帰属させることを可能とする「相続土地国庫帰属制度」が創設され、令和5年4月27日から開始しています。

また、令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます。詳しい情報は、法務省のホームページをご覧ください。

相続した土地を国が
引き取る制度が
スタートしました

○令和5年4月27日から○



校庭の「田んぼ」に5年生児童全員で田植え

令和5年5月10日、町教育委員会からの依頼により農業委員が東庄小学校5年生(81名)を対象に、田植え指導を行いました。



田植えの説明を熱心に聞く児童の皆さん

東庄小学校 田植え指導



夷隅農業事務所職員からの説明(勝浦市役所)

令和5年11月17日に、県内視察研修会を実施し、勝浦市「名木戸地区土地改良事業」を視察しました。勝浦市名木戸地区は、平成30年度に千葉県初の中間管理機構関連基盤整備事業として事業を開始し、基盤整備工事を実施中です。近年、東庄町内において遊休農地が増加しており、今後の農地利用の最適化活動を図るため、先進地視察を実施しました。小座地区の農家代表者(5名)も参加され、熱心に説明を聞かれました。

県内視察研修会



第1回県外視察研修会

令和5年7月6日から8日に、第1回県外視察研修会を実施し、北海道江別市「ヤンマーアグリジャパン北海道支社」を視察しました。

シヨールームスペースにはヤンマーの最新農業機械が展示されており、GPSによる「オートガイダンス」や「精密オートステア」など、最先端の次世代農業を体験しました。



農産物直売所「JAグリーンプラザ伊豆の国」

令和5年12月8日から9日に、第2回県外視察研修会を実施し、静岡県伊豆の国市「農の駅・JAグリーンプラザ伊豆の国」を視察しました。この農産物直売所は葦山農産物直売組合の会員(350名)が生産する葉物野菜・根菜類・いちご・椎茸・トマト・わさび等を中心に、豊富な品ぞろえで地元の方々が大勢来店されていました。

第2回県外視察研修会



ココアの収穫体験(東庄ふれあいセンター前)

令和5年9月17日に、東庄ふれあいセンターにおいて、ココアの収穫体験(主催:東庄町農村ふれあい塾)が開催され、町内外から約100人の参加者が集まりました。開会式に、農村ふれあい塾の押山副会長(農業委員)は「東庄町はココアの生産量が日本一です。味が自慢のココアの収穫を皆さんで楽しんでください。」と挨拶されました。



令和5年11月3日開催の第36回東庄ふれあいまつりに東庄産農産物のお楽しみ抽選会を行い、ココア等を無料で配付しました。この日は、大勢の方が列を成して大盛況でのイベントとなりました。この事業は農業委員会とJAかとり東庄地区理事・東庄町農村ふれあい塾の合同事業で実施されました。



ふれあいまつり

地域計画・目標地図作成に取り組みます

令和5年4月1日に農業経営基盤強化促進法が改正され「人・農地プラン」が「地域計画」として法定化されます。これにより、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する「目標地図」の作成が必要となり、「農地利用の最適化の推進」の中心役となる農業委員・農地利用最適化推進委員の積極的な取り組みが、求められることになりました。

農業委員会は、関係する皆様のご意見・ご要望を軸として、活動してまいりますのでご協力をお願いいたします。

現状

→

目標地図



**地域計画の作成に向けた
農業委員会の役割について**

千葉県農地・農村振興課

令和5年度

**農業経営力強化・農地集積促進
シンポジウム**

期 間 令和6年11月7日(火)午後1時30分から
場 所 青葉の森公園芸術文化ホール
(千葉市中央区 青葉町)

主 催 千葉県担い手育成総合支援協議会
一般社団法人千葉県農業会議

後 援 千 葉 県

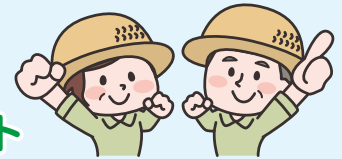
令和5年10月31日に印西市文化ホールにおいて「令和5年度印旛・香取ブロック研修会」が開催され、東庄町からは農業委員9名・推進委員7名が参加しました。また、令和5年11月7日には、青葉の森公園芸術文化ホールにおいて「農業経営力強化・農地集積促進シンポジウム」が開催され、農業委員10名、推進委員4名が参加しました。ブロック研修会・シンポジウムともに、千葉県農林水産部や全国農業会議所などの講師から活動に役立つ研修を受けました。

印旛・香取ブロック研修会

農業経営力強化・農地集積促進シンポジウム

農業者年金

特徴1の3つの要件を満たせば
どなたでも加入できます



で老後の生活を
安心サポート

特徴 1

農業者なら広く加入できる
加入資格▶
★年間60日以上農業に従事する
★国民年金の第1号被保険者（保険料納付免除者を除く）で、
★20歳以上65歳未満の方
※60歳以上は、国民年金の任意加入被保険者

特徴 2

**積立方式・確定拠出型で
少子高齢時代に強い**
★加入者の積み立てた保険料とその運用益を合わせた額により将来受け取る年金額が事後的に決まる積立方式・確定拠出型を採用しています。
★加入者・受給者数の増減に左右されない、安定した制度です。

特徴 3

**通常加入の場合、
保険料の額は自由に決められる**
★月額2万円（35歳未満で政策支援加入の対象とならない方は1万円）から6万7千円まで千円単位で選択できます。



特徴 4

終身年金。80歳前に亡くなられた場合には、死亡一時金を遺族の方に支給
★年金は生涯受給できます。
★仮に加入者・受給者が80歳前に亡くなられた場合には、80歳までに受け取るはずであった農業者老齢年金の額の現在価値に相当する額がご遺族に死亡一時金として支給されます。

特徴 5

税制面の優遇措置が大きい
★支払った保険料は全額（最高額1人当たり80万4千円）が社会保険料控除の対象になります。さらに、同一生計の家族分の保険料を支払っている場合は、家族分も含めて控除の対象になります。

特徴 6

**政策支援加入なら、
保険料の国庫補助がある**
★一定の要件を満たした意欲ある担い手は最高1万円の保険料の国庫補助が受けられます。
★国庫補助を受ける場合の保険料は月2万円に固定されます。

開催日時、開催場所は、都合により変更する場合がありますので、事務局にお問い合わせください。

令和6年度農業委員会総会開催予定日

総会開催日	申請受付締切日
令和6年 4月5日(金)	令和6年 3月19日(火)
5月9日(木)	4月19日(金)
6月5日(水)	5月20日(月)
7月5日(金)	6月20日(木)
8月5日(月)	7月19日(金)
9月5日(木)	8月20日(火)
10月8日(火)	9月20日(金)
11月6日(水)	10月18日(金)
12月6日(金)	11月20日(水)
令和7年 1月10日(金)	12月19日(木)
2月5日(水)	令和7年 1月20日(月)
3月7日(金)	2月20日(木)

- 総会開催場所：通常は役場会議室2
- 総会開催時間：通常は午後3時より
- 総会は公開しています。傍聴を希望の方は事務局までお問い合わせください。

❖**農地法第3条** 耕作目的のために農地を所有権移転したり貸借する場合は、農地法第3条の許可が必要です。

❖**農地法第4条・第5条** 農地を農地以外のものに転用する場合は農地法第4条または第5条の許可が必要です。

東庄町 貸借料 情報

令和5年1月から12月までに締結（公告）された貸借における貸借料水準（10a当たり）は、以下のとおりとなっております。



【田(水稲)の部】

締結(公告)された地域名	平均額(円)	最高額(円)	最低額(円)	データ数(件)
神代地区	13,000	19,500	8,100	40
笹川地区	18,000	20,400	8,800	219
橘地区	19,800	25,000	9,100	209
東城地区	16,000	19,500	10,400	46
(参考)東庄町全域	18,100			

【畑の部】

締結(公告)された地域名	平均額(円)	最高額(円)	最低額(円)	データ数(件)
神代地区	9,500	9,500	9,500	2
笹川地区	8,000	10,000	5,000	20
橘地区	13,100	19,500	8,500	14
東城地区	19,300	20,500	17,800	13
(参考)東庄町全域	12,600			

- 1 データ数は、集計に用いた貸借件数（筆数）である。
- 2 データの集計にあたり、全体平均値より7割を超えるものは除外している。
- 3 物納（水稲）による小作料は、1俵当たり13,000円で換算している。

お問い合わせご相談は、
東庄町農業委員会
事務局まで

〒289-0692 千葉県香取郡東庄町笹川い4713-131
TEL 0478-86-6079 / FAX 0478-86-4051
<https://www.town.tohnosho.chiba.jp/soshiki/nogyoiinkai/index.html>